

農政水産部(農業土木)工事に係る工事書類簡素化一覧(本実施・試行)

農村計画課

この一覧は、農政水産部(農業土木)独自で行った工事書類の簡素化についてまとめたものです。
なお、①～③については、①、②「工事書類簡素化試行内容一覧」以外の③、④につきましては平成27年度に行った、農業土木工事の技術基準の一部改定の際、試行としていた簡素化内容を基準書に反映しており、すでに本実施となっているものです。おりますが、③「管水路工事の施工管理における統一的な取扱いについて」の「管水路工事の施工状況写真について」は、今回新たに試行内容として追加しております。

<工事全般に係る工事書類簡素化内容>

①「工事書類簡素化内容一覧」※本実施分

項目	材料総括一覧表について
従来基準	【農業土木工事施工管理の統一事項(H23.10)】P2-14-40 使用材料総括一覧表の様式を記載し、受注者に作成を求めている。
簡素化	使用材料総括一覧表、材料調書の作成を求めないこととした。 【農業土木工事施工管理の統一事項(平成30年4月)】から使用材料総括一覧表、材料調書の様式を削除した。

②「工事書類簡素化試行内容一覧」※試行分

項目	材料確認写真
関係基準	【農業土木工事施工管理の統一事項(H30.4改定版)】P2-9-1 ※県土整備部 土木工事施工管理の統一事項P2-9-1 9. 段階確認等 9.1 材料確認書 9.1.2 実施要領 (5)写真管理 ②黒板には材料確認書に記入した材料名、品質規格、数量を記入して撮影する。
簡素化方針	監督員が現場で材料確認を行う場合は、黒板への記載は「材料確認」、「立会者の職・氏名」のみとする。 現場での材料確認の場合、監督員が実測値等を記入した資料があれば、監督員が材料確認を行ってる写真の撮影・提出は不要。 【工事書類簡素化ガイドライン 宮崎県(令和2年4月1日) P12】参照

<管水路工事に係る工事書類簡素化内容>

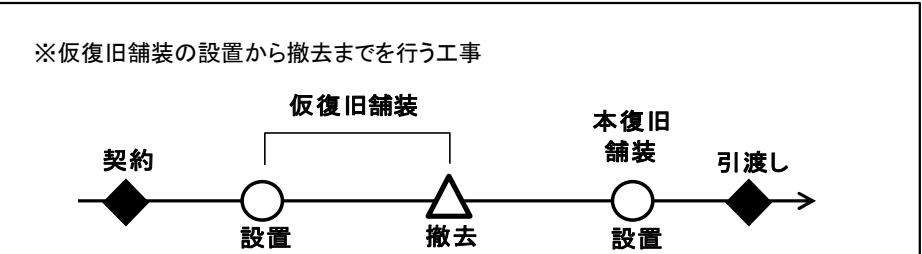
③②「管水路工事に係る工事書類簡素化内容一覧」※本実施分

項目	管水路資材の使用材料写真について
従来基準	【農業土木工事施工管理の統一事項(平成23年10月)】P2-8-29 受注者が他から購入して使用する工事材料で、使用後において形状・寸法・数量が確認できないものについては現場搬入時に検収写真を撮影する。 【H23.11.24通知 日本水道協会規格の管材の取扱いについて】 日本水道協会規格の下記管材(硬質ポリ塩化ビニル管)については、JIS製品の検収方法と同様とする。 水道用ゴム輪形硬質ポリ塩化ビニル管(HIVP,VP) 水道用ゴム輪形硬質ポリ塩化ビニル管継手(HIVP,VP)
簡素化	JISマーク製品等以外の管資材についても、品質証明書等と現品の整合が確認できるものについては、形状・寸法確認の写真撮影は不要とするが、規格や表示マークの写真撮影は行う。 ※農業土木工事施工管理の統一事項(平成30年4月(令和2年4月改定))P2-8-2参照。

項目	硬質ポリ塩化ビニル管 中心線のズレについて
従来基準	【出来形管理基準及び規格値(平成23年10月改定版)】P1-202、1-203 規格値 : ±120mm 測定基準(直線部) : おおむね40mにつき1箇所 " (曲線部) : おおむね10mにつき1箇所
簡素化	管径が300mm以下の硬質ポリ塩化ビニル管については、中心線のズレの測定は行わないものとするが、80mに1回、管布設後の状況写真によりズレの確認をするものとする。 【農業土木工事 出来形管理基準及び規格値(平成30年4月(令和2年4月改定))】P1-16、1-17参照

項目	管保護材の試験転圧及び監督員立会について
関係基準	【共通仕様書(平成23年10月) 第13編 第3章 第19節 9】 受注者は、埋戻しを施工するにあたり、所定の締固め度が得られるように、使用する機種、層厚、転圧回数等を定め、材料が変化する毎に監督員立会のうえ試験施工を実施し、試験結果を監督員に提出し承諾を得なければならない。
簡素化	受注者は、埋戻しを施工するにあたり、所定の締固め度が得られるように、使用する機種、層厚、転圧回数等を定めるものとする。 【農業土木工事 共通仕様書(平成30年4月(令和2年4月改定)) 第13編 第3章 第20節 9】参照

項目	管の接合後の報告について
従来基準	【共通仕様書(平成23年10月)第13編 第3章 第2節 2.(14)】 受注者は、管の接合後、直ちに所定の点検を行い、その結果を監督員に報告し、不良箇所は状況に応じて、手直し又は再施工しなければならない。
簡素化	上記の監督員への報告については不要とする。 【農業土木工事 共通仕様書(平成30年4月(令和2年4月改定)) 第13編 第3章 第2節 2.(15)】参照

項目	管水路工事における仮復旧舗装の密度管理について
従来基準	【品質管理基準(平成23年10月)】(8 アスファルト舗装 舗設現場 現場密度の測定) 1,000㎡につき1個。但し、3000㎡未満の工事は1工事当たり3個以上。 施工面積500㎡未満については、測定個数について監督員と協議すること。
簡素化	仮復旧舗装については現場密度の測定、温度測定、外観検査を省略する。ただし、監督員から指示がある場合はこの限りではない。 【農業土木工事 品質管理基準(平成30年4月(令和2年4月改定))】(36 II 水路工(管水路)⑤アスファルト舗装) 現場密度の測定)参照 ※仮復旧舗装の設置から撤去までを行う工事 

項目	管水路工事の出来形管理について(置換工・下層路盤工・上層路盤工)
従来基準	従来の【出来形管理基準及び規格値(平成23年10月)】には管水路工の舗装復旧についての定めがなく、道路土工の基準に準用していたため、置換、下層、上層工については基準高の管理が必要であった。
簡素化	管水路工事の土工及び舗装復旧に関して、以下の内容により管理を行う。 ①【既存の舗装面等への擦りつけにより仕上げを行う場合】 厚さ、幅の管理のみとした。 【農業土木工事 出来形管理基準及び規格値(平成30年4月(令和2年4月改定))】(P1-40～1-43)参照 ②【既存の舗装面等への擦りつけのみでは復旧が出来ない場合】(①以外の場合) 下層路盤工、置換工→基準高・厚さ・幅の管理 上層路盤工→厚さ、幅の管理のみとした。 【農業土木工事 出来形管理基準及び規格値(平成30年4月(令和2年4月改定))】(P1-40～1-43)参照

項目	切管の検収写真について
従来基準	これまでは、すべての切管について検収写真を撮影していた。 ※【農業土木工事施工管理の統一事項(平成23年10月)の8.3.3「写真管理上での留意点」(3)】 受注者が他から購入して使用する工事材料で、使用後において形状・寸法・数量が確認できないものについては現場搬入時に検収写真を撮影する。
簡素化	切管検収写真は、面取り等の必要な処理を行った後、すべての切管で撮影することとするが、硬質ポリ塩化ビニル管の切管は、管種・管径・切管タイプ毎に面取り後の写真を1枚ずつ撮影することとする。 ただし、標線位置の管理記録はすべての切管で行うこととする。 【農業土木工事施工管理の統一事項(平成30年4月(令和2年4月改定))「8.3.3写真管理上での留意点」(3)⑤P2-8-2】参照

項目	ダクタイトル管及び硬質ポリ塩化ビニル管のジョイント間隔及びゴム輪位置について
従来基準	以前は、ダクタイトル管のジョイント関係については、出来形管理で測定した4箇所すべての写真管理を行っていた。 ※【写真管理基準(平成23年10月)】P67 撮影頻度 : 80m毎に1回
簡素化	ダクタイトル管及び硬質ポリ塩化ビニル管のジョイント関係については、出来形管理で測定した4箇所の内1箇所を撮影するものとする。 撮影する写真は、チェックゲージの目盛、4箇所の測定値を記した黒板、管番号及び測定場所がわかる写真とする。 なお、段階確認で測定した継手については、写真管理を省略できるものとする。 ※ただし、ジョイント間隔及びゴム輪位置の出来形管理については、現行基準のとおり4箇所すべてにおいて確認する。 【農業土木工事 写真管理基準(平成30年4月(平成30年10月改定))】P9参照

項目	管水路工事の土工及び舗装復旧に関する品質管理及び写真管理について
関係基準	以前は管水路の土工及び舗装復旧に関する出来形管理基準、品質管理基準、写真管理基準が規定されていなかったため、これらの管理がわかりづらい状況であった。
簡素化	管水路工事の土工及び舗装復旧に関して品質管理基準、写真管理基準を定めた。 【内容】 管水路工事における土工及び舗装復旧に関する品質管理及び写真管理基準を定めた。 また、出来形管理写真基準の管体基礎工については、これまで撮影頻度を80m毎に1回の最低2箇所としていたが、これを80m毎に1回(最低1箇所)に簡素化し、管水路土工の掘削土及び埋戻工についても同じ撮影頻度とした。 【農業土木工事 出来形管理基準及び規格値(平成30年4月(令和2年4月改定))P1-38～P1-45】 【農業土木工事 品質管理基準(平成30年4月(令和2年4月改定))P16～18】参照 【注意】 農業土木工事 写真管理基準(平成30年4月(平成30年10月改定)) 出来形管理写真撮影箇所一覧表 13編3章5節「管体基礎工(砂基礎工)」 「管水路基礎工の転圧締め出来形管理写真は、転圧回数毎の写真は不要とし、一層毎の最終転圧時の転圧締め写真を80m毎に1回(施工延長80m未満は最低2箇所)撮影する。」 ※上記基準では、「施工延長80m未満は最低2箇所」としているが、施工延長80m未満の場合は、1回(1箇所)の撮影に簡素化する。

④③「管水路工事の施工管理における統一的な取扱いについて」※本実施分

以下の項目は、管水路工事の施工管理において詳細な取扱いが明記されていない内容について、統一的な取扱いを示すことにより、施工管理における簡素化及び工事書類作成の効率化を図るものである。

項目	布設完了後の写真撮影について
内容	<p>工事完成後に明視できない箇所(不可視部分)の状況を確認する観点から、布設されたすべての管について布設完了時の状況がわかる写真を撮影するものとする。</p> <p>なお、撮影に際しては、離脱防止金具、異形管及び弁類等の設置箇所や個数がかかるように撮影するものとするが、管番号を記した接合部の接写は不要とする。</p> <p>【農業土木工事施工管理の統一事項(平成30年4月(令和2年4月改定))の「8.3.3写真管理上での留意点」(2)P2-8-1~2-8-2】参照</p>

項目	管水路基礎の転圧締め固め出来形管理写真について
内容	<p>管水路基礎工(基礎A)の転圧締め固め出来形管理写真は、転圧回数毎の写真は不要とし、一層毎の最終転圧時の転圧締め固め写真を80m毎に1回撮影する。</p> <p>農業土木工事 写真管理基準(平成30年4月(平成30年10月改定)) 出来形管理写真撮影箇所一覧表 13編3章5節 「管体基礎工(砂基礎工)」P8参照</p> <p>※上記基準では、「施工延長80m未満は最低2箇所」としているが、施工延長80m未満の場合は、1回(1箇所)の撮影に簡素化する。</p>

項目	管側部(基礎B)の転圧締め固め出来形管理写真について
内容	<p>管側部(基礎B)の転圧締め固め出来形管理写真は、左右交互に転圧している状況写真は不要とし、一層毎の最終転圧時の転圧締め固め写真を80m毎に1回撮影する。</p> <p>農業土木工事 写真管理基準(平成30年4月(平成30年10月改定)) 出来形管理写真撮影箇所一覧表 13編3章5節 「管体基礎工(砂基礎工)」P8参照</p> <p>※上記基準では、「施工延長80m未満は最低2箇所」としているが、施工延長80m未満の場合は、1回(1箇所)の撮影に簡素化する。</p>

項目	管側部(基礎B)の現場密度試験測定箇所について
内容	<p>上記の管側部(基礎B)の転圧締め固め写真では、左右交互に転圧している状況写真は不要としたが、管側部における基礎材の現場密度の測定については、管側部両側の基礎が均等に締め固められていることを確認するために、200m毎に左右両側で実施すること。</p> <p>農業土木工事 品質管理基準(平成30年4月(令和2年4月改定)) 36 II 水路工(管水路)施工 必須 現場密度の測定 P4813参照</p>

項目	管水路工事の施工状況写真について(試行分)
内容	<p>管水路工事の施工状況写真については、別添「管水路工事施工状況写真撮影計画(参考)」を参考に撮影すること。</p>